

デジタル地域通貨整備事業委託業者選定委員会のプロポーザル審査方針

1. 目的

この方針は、「デジタル地域通貨整備事業委託業者選定委員会設置要綱」に基づき開催されるデジタル地域通貨整備事業委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、委託業者を審査するための基本的な方針を定めるものであり、その評価基準を明らかにし、プロポーザル方式の公平性、透明性を確保するために定める。

2. プロポーザルの実施

企画提案書類に基づき、委員会において企画提案書の審査を行う。

3. 審査方法

- (1) 審査は以下の項目について、委員会の委員（委員長含む）が行う。配点は 100 点満点とし、企画提案書の総合的な評価を項目ごとにそれぞれ行う。なお、評価点は、委員会の委員（委員長含む）の平均値（小数点第 2 位以下を切り捨て）とする。

評価項目	評価事項	評価<点数>
①業務実施体制 20 点	本事業を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。	10 点
	人員の配置状況から円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制か。	10 点
②企画提案・内容 40 点	趣旨を理解した適切な提案となっているか。	10 点
	当町の地域振興を十分に考慮された提案となっているか。	10 点
	店舗及び利用者が扱いやすい仕様となっているか。	10 点
	本業務を円滑かつ効率的に進めるための十分なサポート体制となっているか。	10 点
③スケジュール 20 点	実現性及び実効性のあるスケジュールになっているか。	20 点
④見積額 20 点	企画提案内容に見合った適切な見積となっているか。	20 点

(2) 評価基準は次のとおりとし、原則として絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
10点	非常に優れている
8点	優れている
6点	標準的である
4点	劣る
2点	非常に劣る

※配点が20点の項目は、本評価点を2倍にする。

4. 選定

- (1) 上記の評価項目に基づき最高得点の業者1者を選定する。
- (2) 評価点が60点に満たない者は、失格とする。
- (3) 最高得点を獲得した業者が2者以上あった場合には、委員の協議により1者を選定する。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価して、その結果を町長に報告する。